

熊谷組OBビジネス・ネットワーク 会則

第1章 総則

第1条 本会は熊谷組OBビジネス・ネットワーク（略称「KGOBネット」）と称する

第2条 本会は事務局を置く

第3条 本会は会員相互の情報交換ならびに親睦を図ることを目的とする

第4条 本会はその目的を達するため下記の事業を行う

1. 会員名簿の発行
2. 情報の交換
3. 講習会、講演会の開催
4. その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする

1. 「正会員」は「株式会社熊谷組」に在籍したもので役員会で承認されたものとする
2. 「賛助会員」は「株式会社熊谷組」および「株式会社熊谷組」の関係する会社でかつ総会で承認されたものとする

第6条 本会に入会を希望するものは、所定の申込書を提出して役員会の承認を得る

第7条 正会員および賛助会員は、第21条にて別途定める会費を納めなければならない

第8条 会員は、所定の届出書を会長に提出して退会することができる

但し、一旦納入した会費は返戻しない

第9条 会員が本会の名誉を著しく毀損したと認められるときは、役員会の議決を経て除名することができる

第3章 役員

第10条 本会は次の役員を置く

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 事務局長 1名
4. 監査 1名
5. 幹事 若干名（第12条により設置した分科会の責任者含む）

第11条 役員の職務は以下のとおりとする

1. 会長は本会を代表し会務を統括する
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその任務を代行する
3. 事務局長は本会の事務的業務全般（会計含む）および各種連絡にあたる
4. 監査は本会の会計監査業務にあたる
5. 幹事は本会の目的を達成するための企画・運営を行う
6. 会長、副会長、事務局長は正会員から、監査は熊谷組から、幹事は正会員および賛助会員から選任され、届出のあったものの中から選出することとする

第12条 本会の目的を達成するために特別の分科会を置くことができる

第13条 役員は総会において選出し、その任期は4月1日から翌年3月31日までとする。但し、再任を妨げない

第4章 事務局

第14条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長、事務局担当のほか若干名を置くことができる

第5章 顧問

第15条 本会の運営に関する助言または活動を補助するために顧問を若干名置くことができる
顧問は正会員および賛助会員から選出し、届出のあったものの中から選任されることとする

第6章 会議

第16条 本会の会議は総会、役員会および幹事会とする

第17条 総会については以下のとおりとする

1. 定例総会は年1回開催する
2. 役員会にて必要と認めたときまたは正会員の十分の一以上が必要と認めたときは臨時総会を開催する
3. 総会の議長は会長があたる
4. 総会は正会員の十分の一以上の出席によって成立する。但し、委任は出席とみなす
5. 総会の議決は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める

第18条 役員会については以下のとおりとする

1. 役員会は第10条に規定された役員から構成され、その過半数の出席によって成立するものとする
2. 役員会の議長は会長があたる
3. 役員会の議決は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める

第19条 幹事会については以下のとおりとする

1. 幹事会は第10条に規定された幹事から構成され、その過半数の出席によって成立するものとする
2. 幹事会の議長は互選とする
3. 幹事会の議決は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める

第20条 役員会および幹事会は必要に応じて随時開催することができる

第7章 会計

第21条 本会の運営は次の収入をあてる

1. 正会員会費
2. 賛助会員会費
3. その他収入

第22条 正会員および賛助会員の年会費は総会にて別途定める

第23条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする

第8章 情報

第24条 本会の主旨に伴い会員が提供する情報の交換は別途定めるポータルサイトならびに郵送によって行う

第25条 提供する情報に関する責任は全て当事者が負うこととし、本会および当事者以外の会員には及ばないこととする

第26条 提供された情報に関するトラブルは当事者間で解決するものとする

第9章 付則

第27条 本会則の変更は総会で出席会員の過半数の同意を得なければならない

第28条 本会則は平成29年5月11日から施行する

以 上